

---

## 令和6年 第5回愛知中部水道企業団水道料金審議会 会議録

---

【日 時】 令和6年7月29日（月） 午後1時56分～午後3時02分

【場 所】 企業団3階大会議室

- 【次 第】
- 1 新委員の紹介
  - 2 会長あいさつ
  - 3 審議
    - (1) 給水状況（令和5年度）について
    - (2) 料金シミュレーションについて
  - 4 その他

【出席者】 <委 員> 塚本 克彦（みよし市議会議員） ※会長

伊藤 裕（豊明市商工会長） ※副会長

鶴飼 貞雄（豊明市議会議員）

大橋 ゆうすけ（日進市議会議員）

岡崎 つよし（長久手市議会議員）

高木 佳子（東郷町議会議員）

原田 みすぎ（みよし市給食協会事務局長）

吉田 清光（長久手市民生委員児童委員協議会北中校区会長）

西脇 幹人（元愛知県職員）

加藤 清和（税理士）

<事務局> 山田 紀夫（局長）

山田 浩司（副局長）

近藤 隆徳（次長（管理））

谷澤 英一（次長（営業））

鈴木 由紀夫（次長（技術））

上村 知由（専門監兼総務課長）

白井 淳（経営企画課長）

弓矢 太（営業課長）

岡本 弘文（事業推進課長）  
宮木 智彦（経営企画課課長補佐）  
鈴木 勝也（経営企画課主任主査）  
竹谷 省吾（経営企画課主査）  
小島 千明（経営企画課再任用職員）

○事務局 こんにちは。

委員の皆様におかれましては、大変御多忙の中、水道料金審議会に御出席をいただきまして誠にありがとうございます。

先週、令和6年第2回の定例会がございまして、令和5年度の決算認定及び利益処分についてお認めをいただいたところでございますが、本企業団の事業収益の約85%を占める水道料金収入が、当初予算、前年度対比とも下回る結果となってしまいました。費用を抑えた分、利益は若干前年度を上回りましたが、資金残高は前年度より減少するという状況でございました。

また、本定例会では、料金審議会の状況についての御質問や意見、例えば料金の改定時期、また改定率や逓増度などに対しまして質問、御意見をいただきまして、注目度の高さがうかがえました。

本日は第5回目となりますが、料金表の決定の部分まで進めてまいりたいと存じますので、委員の皆様の忌憚のない御意見をいただきたく思いますので、よろしく願いいたします。

○事務局 本日は、公私ともに御多忙の中、御出席をいただきまして誠にありがとうございます。

審議会の開催に先立ちまして、お手元の配付資料の御確認をお願いいたします。

事前にお配りしました資料として、次第、委員及び出席者名簿、水道料金審議会資料一覧表、そして資料といたしまして、資料のナンバー1. 給水状況（令和5年度）について、資料のナンバー2、ナンバー2-1といたしまして料金シミュレーションの中の平均改定率20.4%案の①、資料のナンバー2-2といたしまして平均改定率20.4%案の②、資料のナンバー2-3といたしまして平均改定率20.4%参考、最後にナンバー2-4といたしまして料金シミュレーション（まとめ）、そして本日お配りいたしました第5回水道料金審議会の報酬について、第6回水道料金審議会の開催通知、以上でございます。

資料の過不足はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。ございましたら事務局までお申し出ください。

そうしましたら、ただいまから第5回愛知中部水道企業団水道料金審議会を開催いたします。

初めに、このたびの東郷町長選挙に伴い解任となりました石橋直季委員に替わりまして、新しく委員を委嘱させていただきました東郷町議会議員の高木佳子様より自己紹介をお願いいたします。

○委員 皆様、こんにちは。

東郷町議会、高木佳子と申します。

ちょっと緊張しております、大変すみません。

前議長であります石橋議長が、新町長ということで新たに立場を変えられておまして、その後を引き継ぎ、ただいま私は総務経済委員会の委員長を務めさせていただいておりますけれども、今回、審議委員として、このたび任務を引き継がせていただくことになりました。

皆様に大変お世話をかけますけれども、今後ともよろしくお願い申し上げます。ありがとうございます。

○事務局 ありがとうございます。

それでは、塚本会長より御挨拶をお願いいたします。

○会長 改めまして、皆様こんにちは。

大変暑い中、公私御多忙の中、審議会の方にお集まりいただきまして誠にありがとうございます。

また、新しく委員を委嘱されました高木委員には、石橋委員に引き続き大変お世話になりますが、審議会の運営につきまして御協力をお願いいたします。

審議内容につきましては、事務局の方からこれまでの経緯については説明していただいていると聞いておりますので、よろしくをお願いいたします。

さて、前回第4回審議会では、複数の改定率による料金シミュレーションの提示があり、今回の料金改定の詳細についての審議を深めるために、水道水源環境保全基金の徴収廃止を前提とした平均改定率を20.4%に決定したところであります。第5回の審議会では、これを基本として料金改定案の詳細について御審議いただき、答申に向けた準備を今後進めていきたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

○事務局 ありがとうございます。

会議の取り回しを塚本会長をお願いいたします。

それでは、よろしくをお願いいたします。

○会長 それでは、前回に引き続きまして審議に入らせていただきます。

お手元の次第に沿って進めてまいります。

本日の議題は、給水状況について、料金シミュレーションについてということでございます。

事務局から説明をいただき、それに基づいて質疑応答、審議を進めていきたいと思っております。

ので、よろしく願いいたします。

○事務局 1 ページを御覧ください。

こちらの資料は、令和5年度の給水状況でございます。令和5年度の給水水量等が確定しましたので、御報告させていただきます。

令和5年度の用途別使用水量及び使用料金（税抜き）の表を御覧ください。

生活用水の年間使用水量は2,658万4,673立方メートルで、量水器設置数は14万168個でございました。

量水器1個当たりの2か月分の平均使用水量は、使用水量2,658万4,673立方メートルを量水器設置数14万168で割り、これを6で割りますと量水器1個当たりの2か月分の平均使用水量となります。

用途別の量水器1個当たりの2か月分の平均使用水量は、生活用水が31.6立方メートルで、業務営業用水は64.1立方メートル、工場用水は146.0立方メートル、その他用水は8.2立方メートルとなっています。

右側の円グラフ上段の用途別使用水量を御覧ください。

こちらは、今説明しました用途別使用水量及び使用料金のうち、使用水量について用途別の割合を円グラフにしたものとなります。

令和5年度の使用水量は、円グラフ中央の白抜き部分に記載しておりますが、3,291万4,435立方メートルでございました。用途別では、青色の生活用水が80.8%を占めており、茶色の業務営業用水が15.2%、灰色の工場用水が4.0%、その他用水は0.1%未満の割合となっています。

その下、用途別使用料金の円グラフでございますが、こちらは用途別使用水量及び使用料金表のうち、使用料金の割合を円グラフにしたものとなっております。

使用料金は、税抜き58億8,303万8,659円で、青色の生活用水が71.9%を占めております。茶色の業務営業用水は22.3%、灰色の工場用水は5.7%、その他用水は0.1%の割合となっています。

区分別使用水量及び使用水量割合のグラフを御覧ください。

このグラフは、令和5年度使用水量3,291万4,435立方メートルを2か月当たりの使用水量区別に使用水量及び水量割合を示したグラフとなっております。

1から20立方メートルの使用水量区分での使用水量は約1,430万立方メートルで、

水量割合は全体の43.5%となります。使用水量30立方メートルまでの水量割合は59.0%、使用水量60立方メートルまでの水量割合は80.4%となっています。

2ページを御覧ください。

こちらは前回の料金審議会でご提案させていただきました平均改定率20.4%案①の料金シミュレーションでございます。

料金設定の概要といたしまして、基本料金は、メーター口径ごとの水道料金の請求件数、メーター購入費用、メーターを通る水量比割合などから水道料金算定要領に基づき各メーター口径の基本料金を設定しております。

使用料金は、第1区分と第2区分の使用料金単価を平成25年の値下げ改定前の単価である第1区分は60円、第2区分は145円の設定となっております。

新旧水道料金比較表を御覧ください。

この表は、1か月当たりの金額で、消費税抜きの金額となっております。また、現行料金は黒色、改定案は赤色、増減額は青色で表記されております。

基本料金は、メーター口径13ミリで現行800円が1,100円に300円の増額、メーター口径20ミリでは現行1,600円が2,000円に400円の増額と、一般家庭用のメーターでは1か月当たり300円から400円の増額となります。口径25ミリの増額は800円と、メーター口径が大きくなるほど増額は大きくなり、メーター口径200ミリでは現行22万1,600円が24万8,200円に2万6,600円の増額となります。

使用料金は、先ほど説明させていただきましたが、第1区分と第2区分は平成25年の値下げ改定前と同じ単価の第1区分は60円、第2区分は145円、第3区分から第6区分は各区分19円の増額、第7区分は14円の増額となっています。これにより使用料金の逡増度は、現行6.4倍から4.6倍に緩和しております。

なお、臨時用水につきましては、水道水源環境保全基金1円の減額となっております。

また、令和7年度から令和12年度までの料金算定期間における財政計画上の平均給水原価は1立方メートル当たり183.31円となりますので、第3区分までが原価を下回る単価の設定となっております。

表の右側の改定案による試算結果は、水道料金の請求と同じ2か月、消費税込みの金額となっております。今回、使用水量の右側に想定世帯人数と、表の一番右側には年間増減額を追加させていただいております。想定世帯人数は、生活用水における1人1日当たりの使用水量から推測される世帯人数となっております。

生活用水想定では、メーター口径13ミリで、使用水量が20立方メートルの場合では、改定案は3,740円となり、現行と比べ1,078円の増額、年間では6,468円の増額、使用水量が40立方メートルでは、改定案は6,930円となり、現行と比べ1,386円の増額、年間では8,316円の増額、使用水量が60立方メートルでは、改定案は1万780円となり、現行と比べ1,804円の増額、年間では1万824円の増額となります。

メーター口径20ミリでは、使用水量が20立方メートルの場合では、改定案は5,720円となり、現行と比べ1,298円の増額、年間では7,788円の増額、使用水量が40立方メートルでは、改定案は8,910円となり、現行と比べ1,606円の増額、年間では9,636円の増額、使用水量が60立方メートルでは、改定案は1万2,760円となり、現行と比べ2,024円の増額、年間では1万2,144円の増額となります。

大口使用者への影響は、教育施設想定では、メーター口径100ミリで使用水量が9,700立方メートルの場合ですが、改定案は312万6,420円となり、現行と比べ17万9,960円の増額、年間では107万9,760円の増額となります。病院施設想定では、メーター口径150ミリで使用水量が1万9,000立方メートルの場合ですが、改定案は614万2,950円となり、現行と比べ32万9,340円の増額、年間では197万6,040円の増額となります。

3ページを御覧ください。

平均改定率20.4%案②の料金シミュレーションでございます。

料金設定の概要でございますが、基本料金は、案①と同様で、メーター口径ごとの水道料金の請求件数などから水道料金算定要領に基づき各メーター口径の基本料金を設定しておりますので、各メーター口径の基本料金は案①と同じとなります。

使用料金は、生活用水への影響を案①より軽減するため、第1区分の設定を案①より5円減額した55円の設定となっておりますが、逆に第2区分の単価は案①より5円増額の150円、また最高単価である第7区分は案①の275円から10円増額した285円としております。

なお、案②に関しましても、第3区分までが給水原価を下回る単価の設定となっております。

新旧水道料金比較表を御覧ください。

使用料金は、第1区分は先ほど説明させていただきましたが案①の60円より5円減額した55円となっておりますので、現行単価より14円の増額、第2区分から第6区分は各区

分19円の増額、第7区分は24円の増額となっており、使用料金の逓増度は現行6.4倍から5.2倍に緩和しております。

表右側の改定案による試算結果は、メーター口径13ミリで、使用水量が20立方メートルの場合では、改定案は3,630円となり、現行と比べ968円の増額、年間では5,808円の増額、使用水量40立方メートルでは、改定案は案①と同額の6,930円で、現行と比べ1,386円の増額、年間では8,316円の増額、使用水量が60立方メートルの場合も案①と同額の1万780円となり、現行と比べ1,804円の増額、年間では1万824円の増額となります。

メーター口径20ミリでは、使用水量が20立方メートルの場合では、改定案は5,610円となり、現行と比べ1,188円の増額、年間では7,128円の増額、使用水量が40立方メートルでは、改定案は案①と同額の8,910円となり、現行と比べ1,606円の増額、年間では9,636円の増額、使用水量が60立方メートルの改定案も案①と同額の1万2,760円となり、現行と比べ2,024円の増額、年間では1万2,144円の増額となります。

大口使用者への影響は、教育施設想定では、改定案は322万9,820円で28万3,360円の増額、年間では170万160円の増額となります。病院施設想定では、改定案は634万8,650円で53万5,040円の増額、年間では321万240円の増額となります。

4ページを御覧ください。

こちらは平均改定率20.4%の料金シミュレーションの参考となります。

料金設定の概要でございますが、基本料金は、案①と案②と同じで、メーター口径ごとの水道料金の請求件数などから水道料金算定要領に基づき各メーター口径の基本料金を設定しております。

使用料金は、水道料金算定要領では、生活用水に対する配慮及び給水需給の実態等から逓増制又は逓減制とすることができることとなっておりますが、原則は使用水量に関わらず均一単価制とされています。水道料金算定要領に基づき試算した結果、水道料金の逓増制をなくして均一単価とした場合の単価が130円となりますので、全区分を130円に設定しております。

新旧水道料金比較表を御覧ください。

使用料金は、第1区分から第7分まで全区分が130円となっており、使用料金の逓増度

は均一単価ですので1.0倍となっております。

表右側の改定案による試算結果は、生活用水想定では、口径13ミリで使用水量が20立方メートルの場合ですが、現行2,662円が改定案では5,280円となり2,618円の増額、年間では1万5,708円の増額となります。

大口使用者への影響は、教育施設、病院施設想定改定案は、御覧のとおり大幅な減額となります。使用料金の逡増制をなくし、均一単価とした場合は、お客様に対する影響は大きなものとなります。

5ページを御覧ください。

こちらは料金シミュレーションのまとめでございます。

各案の概要でございますが、基本料金は水道料金算定要領により各メーター口径の基本料金を設定しております。

設定の方法は、水道料金で回収すべき費用等の総額である総括原価をその性質に応じて需要家費、固定費、変動費に分解し、需要家費は基本料金、固定費は一定の比率を乗じて基本料金と使用料金、変動費は使用料金に配分しました。その結果、総括原価に対する基本料金の割合は、現行約35%から約40%の割合となりました。

各メーターの基本料金は、メーター口径ごとの水道料金の請求件数、メーター購入費用、メーターを通る水量比割合などから算定しております。

使用料金でございますが、案①は、第1区分と第2区分の単価は平成25年の値下げ改定前の単価と同じ、第1区分が60円、第2区分が145円となっております。第3区分から第6区分は各区分19円の増額、第7区分は14円の増額となっております。使用料金の逡増度は、現行6.4倍から4.6倍に緩和したものとなっております。

案②は、生活用水への影響を案①より更に軽減するため、第1区分の単価を案①より5円減額した55円の設定となっております。第2区分から第6区分は各区分19円の増額、第7区分は24円の増額となっております。使用料金の逡増度は、現行6.4倍から5.2倍に緩和したものとなっております。

参考は、使用水量に関わらず均一単価130円となっております。使用料金の逡増度は、6.4倍から均一単価ですので1.0倍となっております。

新水道料金比較表を御覧ください。

こちらは、新料金による試算結果をまとめたもので、2か月、税込みの新料金と、括弧内には現行料金との差額を示してあります。

案①と案②を比べますと、生活用水を想定した水量20立方メートルでは、メーター口径13ミリの場合、新料金は案①が3,740円で案②は3,630円となり、案②の方が110円安価となりますが、40立方又は60立方メートルの場合は同じ金額となりました。

案①、案②は、生活用水への配慮を継続する料金設定として、生活に欠かせない部分の水量の単価について急激な負担増にならないよう単価を設定しましたが、生活用水を想定したシミュレーションではそれほど変わらない結果となりました。

一方、大口使用者への影響は、案②の方が、教育施設想定の使用水量9,700立方メートルでは約10万円、病院施設想定では約20万円の増額となります。

使用料金の逡増制を廃止して均一単価とした料金シミュレーション参考では、生活用水想定では案①、案②と比べて増額が大きくなりますが、大口使用者の想定では現行料金と比べて大幅な減額となり、現行の料金体系を踏襲しないものとなっております。

今回、事務局が提出しました料金シミュレーション案は、水需要の減少による料金収入の減少が見込まれる中、水道施設の適切な維持管理や計画的な施設更新が行えるよう、経営の安定化に向けて水需要に影響されにくい料金体系であり、生活用水と大口使用者への双方に対して配慮された負担の公平性が図られた料金設定であると考えております。

繰り返しの説明となりますが、案①は、生活用水への配慮として、使用水量の第1区分と第2区分を平成25年の値下げ改定前の単価である第1区分60円、第2区分145円としたものです。この単価は、平成13年の料金改定の際に設定された単価で、今から23年前の単価となります。この23年前の単価に据え置き、生活に欠かせない部分の水量について極力負担を抑えるような料金体系となっております。

案②は、2か月の使用水量が40立方メートル以上から300立方メートルの場合では案①と同じ水道料金となりますが、少量使用者への更なる配慮から、使用水量第1区分を案①の60円より5円減額した55円に設定したものとなっております。

以上、事務局から料金シミュレーション2案を提出させていただきます。

以上で説明を終わります。

○会長 説明が終わりました。

ただいま事務局からの資料の説明がありましたが、何か御質問はありませんでしょうか。御質問のある方は挙手をお願いいたします。

ちょっと時間を取りますので、資料をもう一度見ていただいて。

よろしいですか。①案、②案とプラス参考という形でございます。平均改定率は先回決定しておりますので、第1区分、第2区分並びに第7区分の逓増・逓減率が違っているということで、どちらを選ぶかという形になってはしまいますけれども、この件について御意見等はよろしいでしょうか。

[挙手する者なし]

○会長 事務局としては①案、②案について見解はあるんですか。どちらでも選んでもらえばいいという判断なのか。

○事務局 給水状況で御説明させていただいたとおり、生活用水に占めるウエイトがかなり大きいものですから、まず事務局としましては第1区分の引上げ額の上限を60円として考えました。その上で、第1区分と第2区分の料金設定をして考えております。

なるべく大きな変化がないように、現行料金を踏襲しつつ改定案を考えさせていただきましたものですから、事務局としましては案①、案②は、どちらでも御審議していただいた上で決定していただければと考えております。

できましたら事務局としては案①を、料金値下げの経緯から第1区分と第2区分を値下げ改定前の単価と設定させていただいておりますもんですから、案①は事務局としてはベースであると考えております。

○会長 事務局のシミュレーション上は案①ということであります。

ここにある、ちょっと分かりにくい値下げをした経緯があつて、そこへ戻すという説明を、ちょっとよく説明してくれないですか。何で値下げしたんですか。

○事務局 平成25年度の値下げをした経緯ですけれども、水道管の耐用年数が延長されて、それに伴って減価償却費が減ったようなことと、あと高金利で借りていた企業債を繰上償還したことによって支払利息が減少となりましたので、料金値下げが可能になりましたものですから、平成25年度に改定したものでございます。

○会長 それでは、取りまとめを行いたいと思います。

案①を審議会の総意とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○会長 異議なしと認めます。

よって、案①を審議会の総意として取りまとめをすることに決定しました。

それでは、ここまで審議を進めてまいりましたが、事務局にこれまでの経緯等、振り返りをお願いしたいと思います。

第4回までの振り返りについては資料等がございますので、今から準備をしていただきたいと思います。

ここで暫時休憩をします。2時35分より再開をいたします。

では、休憩中に事務局の方で資料を配付してください。

(午後 2時29分 休憩)

(午後 2時35分 再開)

○会長 それでは、会議を再開したいと思います。

説明資料は配付されましたでしょうか。

それでは、配付しました資料について説明をお願いします。

○事務局 それでは、これまでの審議のまとめをお手元の資料、審議の経過で御説明させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

初めに、1. 料金改定検討に当たって、でございます。

(1) 背景でございますが、本企業団では、令和3年を初年度とする第3次アクア・シンフォニー計画に基づき、老朽化した水道施設の更新や耐震化を進めてまいりました。

しかしながら、事業に係る経費の増加や物価上昇、さらにはこれまで堅調だった人口増の鈍化により水需要が減少する状況下におきまして、施設更新を継続し、安定的に事業を運営するための第3次アクア・シンフォニー計画の当初計画から大きく乖離が発生する見通しであり、大変厳しい財政状況が続くものと見込んでおります。

さらに、令和6年10月からの愛知県営水道料金の値上げも合わせて、将来にわたって安定的に水道水を供給し続けると同時に健全経営を維持していくための財源確保が必要となつてまいりました。

次に、(2) ポイントでございますが、検討に当たつての要因分析などとなります。

①料金収入の減少では、給水人口につきましては、令和8年の32万8,969人をピークに減少し、計画末の令和12年では当初計画と比べ1万5,721人の減となる予測となりました。

また、有収水量につきましては、1人1日当たりの使用量の減少により、計画末の令和12年では当初計画と比べ276万9,000立方メートルの減となる予測となりました。

従いまして、給水収益につきましては、計画末の令和12年では当初計画と比べ3億5,

100万円の減となる予測となりました。

次に、②増大する施設整備事業費でございます。第2次水道施設整備事業によりまして、管路の耐震化や老朽化を推進していかなければなりません。工事経費の高騰に伴い、令和7年度から令和12年度の6年間で約40億円の大幅な事業費の増加が見込まれます。この事業費の増加に対応するために、計画終了までの6年間における企業債借入額の増額を検討する必要が生じてまいりました。

これらを総括いたしますと、(3)のところになりますが、料金収入の減少、事業費の増加や県営水道の値上げに伴い、計画どおり事業を実施し、さらに健全な水道事業経営を持続するための運転資金18億円を確保しようとする計画終了までの6年間で約116億円の財源不足が見込まれることから、現行料金水準では今後の事業運営は困難と判断し、水道料金審議会を設置して委員の皆様から御意見をいただいていたところでございます。

次に、大きな2番の料金改定(案)の概要でございますが、これまで皆様から御意見をいただき、審議を行ってきた内容の確認となります。

(1) 料金算定期間につきましては、これまで財政シミュレーションでもお示ししてきたとおり、令和7年度から令和12年度の6年間といたします。

(2) 料金改定日につきましては、ある程度周知期間を設けることが必要となるため、令和7年6月1日使用分からといたします。

(3) 建設改良事業に係る財源及び内部留保資金の確保につきましては、老朽化率40%を上回らない範囲での事業費の縮減を行うこととし、管路の更新率を現行の1.25%から1.0%といたします。

次に、企業債の借入れは、将来世代の過度な負担につながらないように留意しつつ、6年間の借入額を基本24億円といたします。

また、大規模災害への財政面での備えを考慮し、災害時においても継続して支払う必要がある経費として18億円を確保することといたします。

(4) 経営の安定を図るための料金体系への見直しにつきましては、6年間の資産維持費を含めた総括原価により算定し、料金改定率は20.4%を基本といたします。

次に、基本料金と使用料金の割合は、現行の3.5対6.5から4対6で検討を行ってまいりましたが、本日の審議により案①に決したことから基本料金4割、使用料金6割といたします。

また、使用料金単価の増度を現行の6.4倍から緩和するように検討を行ってまいりま

したが、本日の審議により案①に決したことから逓増度は4.6倍といたします。

(5) 水道水源環境保全基金につきましては、昨今の事業の推進と基金残高の状況、令和6年度から課税される森林環境税等の多重課税の現状を踏まえ、水道利用者への負担軽減を図るため、料金改定に合わせて基金徴収を廃止することといたします。

以上、簡単ではございますが、これまでの審議のまとめの説明とさせていただきます。

○会長 これまでの審議の経過について説明をいただきました。

今回の審議会では、審議会の審議の一番重要な部分であります料金改定案を決定いたしました。この後、答申案の取りまとめとなります。

ここで、先ほど事務局から報告がありました審議の過程等これまでの審議を踏まえ、是非委員の皆様方から御意見をいただきたいと存じますので、お一人ずつ御意見をお願いしたいと思います。なければならないということをお願いします。

○委員 いわゆるこの、今審議の経過のお話を聞いていまして、事務改善とか経費削減というようなことがちょっと見受けられないような、と思ったんですが、その辺についてはどういう経緯があつてやられたのか、していないのか、どうなのでしょう。

そういったことというのは、今私がよく経験するのは税務署なんかの経費を節約するために電子申告だ、何だとそういったペーパーレスをかなりいろいろやっているところがあるんですけど、具体的にそういったものがここには関係してくるのかどうかということ、ちょっと分からないんですが、その辺も含めて御回答いただければと思いますが。

○事務局 事務改善、経費の削減に関しましては、第2回の審議会の中で経営の合理化ということで説明の方をさせていただいております。

その繰り返し、振り返りになってしまいますけれど、行政改革の実施計画だとか経営評価だとかというようなことで、これまでに……。

〔「これですね」と呼ぶ者あり〕

○事務局 そうですね、そちらの資料になりますが、そういったことで行革、経営評価を進めてまいりました。

今現行におきましては、予算編成段階において査定を何度か実施しているということで、引き続きの経費削減だとか効率化に努めております。

○委員 をしながら、こういう経緯に至ったということの理解でいいんですね。

○事務局 そうですね。中での経営努力もしつつというところで、先ほど言いましたような…

○委員 前提にやってくれたということでもいいですか。

○事務局 そうです。はい、そういうことでございます。

○会長 続きまして、お願いいたします。

○委員 まず料金改定率20.4%、私のイメージとしては、かなり値上げ幅としては大きい方のような気はします。230億ぐらいの投資計画があつて起債は僅か24億と、その辺である意味健全経営を目指されておるなということで、20%は若干高いかなとは思いますが、そういうようなことからすれば、やむを得ないかなというふうに感じております。

それから、逓増制ですね。逓増制の緩和というのは、私のいろいろ水道事業に携わっていた経験からすれば、やはり大口の需要家が逃げてしまうと、そういう大きな要因で、実は、ちょっと一つの例を言いますけれど、この辺ですと地下水の規制なんかはないんですけど、尾張地域、一宮とかあっちの方へ行くと地下水規制があるわけですね。愛知県企業庁におりまして、上水、飲み水と工業用水もやっておるんです。だから、本来、工業用水は工業用ということで、例えばショッピングセンターとか病院とか、そういうものの需要のためにつくるわけじゃないんですけど、一応給水余力があれば、普通の工業用に使うのに比べてちょっと料金とかそういうのは不利ですけど、一応給水できることになっておるわけですね。それで結構その需要が多いんですね。そうすると、ちょっと市町村さんから県の方にクレームが来たとか、そういう経験も結構ありました。

ということで、逓増制というのは今回の料金改定では多少緩和していただけるかなというところなんですけど、やっぱり将来的にはこの料金収入の減少というのは、ここには書いていないですけど、そちらのいわゆる料金の考え方にちょっと問題があつて、結構大きいんじゃないかなと。具体的な数字はちょっとなかなか出てこない面があるんですけど、そういうふうに思っておりますので、逓増制はちょっと、徐々にではあるけれど、解消する方向でやっていただいた方が、この地域の水道の健全経営につながるし、健全経営ということは市民の利益になると、少し長い目で見ればね、そういうふうに考えております。以上です。

○会長 それでは、次の方、お願いいたします。

○委員 今までここに出てきて、こんなことを今頃言っておってはいかんのですが、水道事業

に関して全く素人で、ここで、審議会に出てきて、いつも資料を見て理解していくのが精いっぱいのような状況だったんです。帰ってもう一回見ましてなるほどという部分が、もう一回見て納得できるような状況だったんです。

ということで、こんなところで今頃言っておってはいかんですが、ただ、今までの説明、私がもう一回帰って見たことから考えると、将来の水道事業がこのままでは立ち行かんということが分かってきますので、値上げに関しては当然必要であろうということで、どのシミュレーションがいいかということに関しては私もちょっとまだどれがいいのか分かりませんが、皆さんの決められた案①で、こういうものなんだろうな、これでいいんだろうなというふうな曖昧な理解なんですけど、判断しております。誠に申し訳ないと思っておりますが、以上です。

○会長 次の方、お願いします。

○委員 今回で5回目なんですけれども、今まででいろいろ学ばせていただきまして、安心・安全な水道水を届けていくためには、災害に強い水道づくりが大事だということを認識いたしました。

一方で、水道事業においては、今後ますます効率化において取り組んでいただくことをお願いいたします。

昨今、様々なものが値上がりしております。現状で、一般家庭では苦しい状況でございますので、市町の住民が料金改定を理解し、納得していただけるよう、周知に努めていただきたいと思いますので、よろしくをお願いいたします。以上です。

○会長 次の方、お願いします。

○委員 最初から会議を聞いていまして、企業団はどこへ持っていかうかという、大体は分かってはおりました。

ただ、私は会社経営を四十数年やっておりますけれども、会社と企業団の違いは何かといったら、蓄えがあるかないか、これは大きな違いだと思います。多少はありますけれども、会社ほどはないです。会社というのは蓄えがないと怖くてやっておれません。

企業団はただ、今回のように料金改定ですとか、それから県もついておれば、もっと大きく言えば国もついていきますので、後ろ盾があるところが我々企業とは違うところだろうなど。

しかし、今回の料金改定、これで終わりというわけではないだろうと思います。これからも何年か先にはまたこういう問題が起こってくると思います。そのときのために、日々どうしていくかということを考えるのが皆様だろうと思っております。これからもよろしくお願いいたします。

○会長 次の方、お願いします。

○委員 今回の料金改定を値上げとして見るのか、本来ある金額に戻すというふうに、そういった視点で見るといところを僕はずっと考えていて、前回の25年の値下げですか、そういった経緯とかを考えていくと、僕は本来の金額に戻す方向で考えていました。

今こういった料金収入の約7割が生活用水であって、その金額を見る限りでは1か月当たり増額が500円から1,000円であるので、本当にちょこつとの、ちょこつとの言ったら失礼かもしれないですけど、現実的な金額の改定かなというふうに理解しておりますので、私はこの案①で間違いなくやっていっていただけるのであればいいのかなというふうに思っております。

○会長 次の方、お願いします。

○委員 これだけ本当に、ここ数年だけで見てもすごく物価が上昇している中で、平成25年の金額に戻すということを考えるだけでもやり方としては妥当なのかなというふうに思っております。25年当時の物価を考えれば、今と同じようなわけではありませぬので、まずはここに戻していただくこと、またあと管路更新率も少し下げて、それで御対応いただけて、その中でも最低限の御負担で住民の方々が済むという、この①の案というのが今回においては一番妥当だろうというふうに考えております。

ただ、区分によってそれぞれ立場が違いますので、いろんな考え方が出てくるので、これが本当に100%正しいのかどうかと言われると、それは難しいところもあるというふうには思いますけれども、まずはこの平成25年の金額に戻して、対応できる範囲でまずはやっていただくと。

ただ、今後においてはまた更なる社会の変化というものも出てくるだろうというふうに思いますので、そこにはできる限り早く対応できるように今後の準備もしていただきたいというふうに思っております。

またあと、数年前になるんですけども、総務省の方の自治体戦略2040構想研究会か

ら人口減少に備えて2040年までには行政の職員を半数でも対応できるようにというような提言がされて、少し話題になったこともあったんですけども、企業団内部での努力というのにも更に重ねていただいて、今後の企業団の運営というのが充実していくように是非お願いをしたいなというふうに思いますので、よろしくお願いをいたします。以上です。

○会長 次の方、お願いします。

○委員 皆さんがるる説明しました。局長からも先ほど何で平成25年に値下げしたという理由も聞きました。その当時は多分内部留保金もあって、今後も収入が増えるだろうという予想で平均6.28%の値下げを行ったというふうに理解をしていますが、私からは2点附帯意見を述べさせていただきます。

先ほどから皆さん言われていますけれども、経営努力と業務改善ということで、水道事業の健全な経営を持続するためには、料金改定によるものばかりでなく、更なる経費を削減するための努力や業務の改善に引き続き努めることを要望します。

もう一点、施設更新への要望ということで、水道は生活に欠かすことのできない重要なライフラインであるため、地震などの自然災害に対して強靱さが求められます。今後更に施設の耐震化や老朽化した施設の更新などを進め、将来へつなぐ安全で信頼できる水道とすることを要望します。また、財源の一部である企業債借入れについては、世代間負担の公平性の調整機能があり、重要な資金調達手段ではありますが、将来世代への過度の負担増加や財政の硬直化につながらないように留意する必要があると考えます。

以上2点を附帯意見とさせていただきます。以上です。

○会長 では最後、お願いいたします。

○委員 率直というか、正直なことを述べさせていただければと思います。

水道料金が上がるといったところでいけば、一つ、私も主婦ですので、主婦とすれば大変に痛いというのが正直な思いなんですけれども、今までの経緯などをお聞きしている中でもそうですし、この1月の能登半島地震においてのやはり水道が復旧しないというこの事実を本当に大変に重く受け止めています。老朽化といったところはかなりきちっとしていかなければ、いざとなったときにやはり私たち自身が生活を営めなくなるというのを身を感じているのが正直な思いです。

また、今後、工事経費といった高騰というところもどようになっていくかということは

全く読めない状況ではありますけれども、その辺りも大幅に先を見ていただいていたのそういった料金も改定されて、費用としても確保されていくのではないかなというふうに理解もさせていただいております。

また、このことをやはり住民の皆様が本当にいざとなったときのための対策でもあるということをお理解いただけるようにというところをやっぱり一番私としても感じているところでもありますので、実際にいざとなつて上がったときは住民の皆様というのはまず大変だなというところが正直な思ひかなと思ひますが、その深い理由というものも御理解いただければなというところもありますし、私も理解をやっぱりして、これは改定をせざるを得ないかなというふうに思つたのが正直な思ひです。以上でございます。

○会長 ありがとうございます。

私も一言だけ、と思ひます。

るる御議論いただきまして、今日は改定案の決定ということになりましたけれども、これまで出てきました各委員からの意見というものを、また私も入つてやりたいと思ひますけれども、附帯意見として、先ほども具体的に附帯意見として出してほしいという意見がありましたけれども、その中で取りまとめをして附帯意見として出したいと思ひます。

結果的には値上げになるということで、住民の皆さん方の負担が増えるということになっております。料金収入の減少や施設更新を継続して安定的に事業を運営するためには避けて通れない問題だと思ひますけれども、やはりそういったところをきちつと、県水の値上げということも含めて、企業団の現状をしっかりと説明をして、納得した状況で、広報活動に力を入れていただきたいということと、先ほど来皆さんから出ていますように、DXが進むかどうかはちよつと別にしても、企業団の経営努力と業務改善、こちらについてもしっかりと取り組んでいていただきたいと思ひます。

なるべく皆様方の御意見をたくさん取り入れた形の附帯意見にしたいと思ひますけれども、附帯意見については、取りまとめについては会長の方に一任いただきたいと思ひますので、また次回に案を提出させていただきますので、またその時期に意見をいただきたいと思ひます。以上です。

○会長 ただいま申しましたように、皆様からいただいた意見を次回審議できるように答申書の形で取りまとめたいと思ひます。

では、ほかに意見もないようですので、次回以降の開催日を議題といたします。

事務局から予定を発表してください。

○事務局 お手元の資料の中に第6回水道料金審議会の開催通知を配付しておりますので、御覧ください。

次回第6回は8月22日木曜日午前10時からで、議題につきましては答申書（案）について、を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

第7回は9月27日金曜日午前10時からをお願いしたいと思っておりますので、御予定をよろしくお願いいたします。以上でございます。

○会長 事務局から発表がありました。皆様、いかがでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○会長 それでは、次回は8月22日午前10時からでございます。

それでは、これをもちまして第5回愛知中部水道企業団水道料金審議会を閉会させていただきます。皆さん、大変お疲れさまでした。次回もよろしくお願いいたします。

(午後 3時02分)